

総合体育館（トレーニング室）の利用制限について

(令和2年7月15日作成)

①利用者に対する利用制限

- ・市外在住者に対しては利用をお断りします。
- ・高校生以下だけの利用は出来ません。保護者同伴の利用は認めます。
- ・トレーニング室は7名を目途に入室制限を設けます。
- ・トレーニング室の利用回数は一人一日1回とさせていただき、感染予防のため、当面の間、滞在時間は最大2時間程度のご利用にご協力をお願いいたします。

②3密対策

- ・密閉を避けるため、窓の開放や扇風機等で常時換気を実施します。
- ・密集を防ぐため、複数台あるマシンは一部利用を禁止します。
- ・密接を防ぐため、利用者同士で隣接しないように注意をお願いします。また、利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみ認めます。

③マシン等の利用制限

- ・マシン等の利用後は、室内設置の除菌液とキッチンペーパーを使用して、次の利用者のために、座面及び手が触れた箇所の清拭にご協力願います。

④更衣室等の利用制限

- ・当面の間、シャワーの利用は禁止とします。
- ・更衣室内に利用区域を定めます。また、密を避けるため、なるべく更衣室を使用しないよう、運動ができる服装でのご入室にご協力願います。

⑤その他

- ・常時換気のため扇風機を設置しました。扇風機は換気用のため向きを固定しておりますので動かさないで下さい。
- ・利用者同士の大声での会話や鼓舞する掛け声等はお控え願います。
- ・利用者数に定数があります。多くの方が利用できるよう、利用後は速やかな退室をお願いします。